

## 松伏町告示第160号

令和4年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月1日

松伏町長 鈴木 勝

### 財政事情の公表

#### 1 財政方針

内閣府の発表によりますと、我が国の経済情勢は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されますが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているため、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとのことです。

また、政府としては、物価高への対応に全力をもって当たり、日本経済を再生させるため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とし、世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、経済情勢の変化に切れ目なく対応し、「新しい資本主義」を前に進めるための総合経済対策を策定していくとのことです。

このような社会情勢の下、今年度の町の財政状況については、昨年同時期と比較しますと、国庫支出金等が減収していますが、町の歳入の約4割を占める町税や繰越金が増収したことにより、歳入全体としては前年度を上回るものとなっています。また、歳出については、防災備蓄センターに係る費用として消防費が増額していますが、リサイクルセンターに係る衛生費や新型コロナウイルス感染症対策に係る商工費の減額等により、前年度を下回るものとなっています。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の影響から、町税の大幅な増収は見込めないなか、物価上昇に係る光熱水費等の需用費の増額や経年劣化による公共施設の修繕費等の大幅な増額、また、人件費や扶助費等の義務的経費が例年増加傾向にあり、特に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の動向に注視しながら、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき各種施策に取り組むとともに、町民の皆様の要望を的確に捉えた質の高いサービスを提供するため、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。